



耐用年数が変更された場合の償却資産の評価について

質 問

平成20年度の税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）が改正されたと聞いていますが、どのように変更されたのでしょうか。また、固定資産税（償却資産）の評価については、どのような影響が出るのでしょうか。

回 答

一部の減価償却資産については、耐用年数が短縮又は延長されます。また、固定資産税においても、今回の変更の対象となった資産については、平成21年度以降、新しい減価率に基づいて評価し、課税することになります。

解 説

1. 耐用年数省令の改正について

減価償却制度については、平成19年度税制改正において、「法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手续簡素化について検討する」（※1）とされ、これを受けて、平成20年度の税制改正においては、耐用年数省令が改正されました（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日財務省令第32号））。

この改正により、耐用年数表に係る別表については、8つに区分（旧別表第一から第八まで）されていましたが、旧別表第五及び同第六の統合並びに同第七の廃止（別表第一及び第二への統合）がなされ、別表が6区分（別表第一から第六まで）に簡素化されました。

また、これと併せて、各別表の内容についても改正がなされましたが、その中でも特に大きなものとしては、別表第二（機械及び装置の耐用年数表）が

挙げられます。これは、機械及び装置について、使用実態を踏まえた耐用年数の見直しが行われるとともに、日本標準産業分類の中分類を基本とした資産区分の整理がなされ、改正前の390区分が55区分へと大括り化されたものです（※2）。

（※1）「平成19年度税制改正大綱（自由民主党、公明党）」より。

（※2）改正前の資産区分が新別表の資産区分のいずれに属するかについては、財務省のホームページ（<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/kaisetsu20/pdf/P245-P351.pdf>）に対照表が掲載されています（「平成20年度税制改正の解説」P252～274）。

2. 耐用年数が変更となった場合の償却資産の評価について

固定資産税における償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあつては当該償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産にあつては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとされています（固定資産評価基準第3章第1節一）。

まず、前年中に取得された償却資産の評価は、当該償却資産の取得価額に $r/2$ を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとされており、この場合において r は、当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」（同別表第15）に掲げる耐用年数に応ずる減価率とされています（同第3章第1節二）。

次に、前年前に取得された償却資産の評価は、当該償却資産の前年度の評価額から、当該償却資産の評価額に当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た

額を控除してその価額を求める方法によるものとされています（同第3章第1節三）。

ここで、償却資産の耐用年数は、耐用年数省令別表に規定されている耐用年数によるものとされています（同第3章第1節八）。

したがって、耐用年数省令が改正された場合は、償却資産の評価に用いる耐用年数も変更することとなりますので、平成21年度分の課税からは、新しい耐用年数に応じた減価率を用いて計算することになります。

ここでは、あくまでも平成21年度以降の評価について改正後の減価率を用いるものであり、平成20年度以前の評価額について、遡って修正するものではないことに注意が必要です。

(例)

平成19年8月に取得された償却資産の評価について

取得価額：1,000,000円

改正前の資産区分：食肉又は食鳥処理加工設備
(耐用年数は9年：減価率0.226)

改正後の資産区分：食料品製造業用設備
(耐用年数は10年：減価率0.206)

①平成20年度評価額について

…前年中取得資産は取得価額に減価率を乗じて算出
よって、
 $1,000,000(\text{円}) \times 0.226 \times 1 / 2 = 113,000(\text{円})$
↑ 減価する金額

これを評価額から差引き、
 $1,000,000 - 113,000 = 887,000(\text{円})$

②平成21年度評価額（予定）について

…①で算出した評価額（前年度評価額）に改正後の耐用年数に応じた減価率を乗じて算出
よって、
 $887,000(\text{円}) \times 0.206 = 182,722(\text{円})$ ← 減価する金額

これを評価額から差引き、
 $887,000 - 182,722 = 704,278(\text{円})$

3. 法人税との違いについて

耐用年数省令の改正について、法人税については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令附則第2条）。

したがって、例えば1月決算の法人では、平成21年2月1日から開始される事業年度に係る決算から新しい耐用年数によることとなりますので、平成21年1月の決算及びそれに基づく法人税の申告については、改正前の耐用年数が適用されることとなります。

一方、平成21年度分の固定資産税の課税については、賦課期日である平成21年1月1日現在の耐用年数が適用されますので、平成21年1月31日までに行う償却資産の申告（地方税法第383条）については、改正後の耐用年数に基づいた評価額を申告することとなります。

このように、耐用年数が改正された場合は、同時期に行う会計処理であっても、法人税と固定資産税とで適用する耐用年数が異なることがあり得ますので、誤った耐用年数に基づいて申告されていないか、注意が必要です。

4. おわりに

今回の改正については、新規取得資産だけではなく、既存資産についても改正の対象となることから、耐用年数の変更の有無について、全体的なチェックが必要となります。

平成21年度の償却資産の評価及び課税に当たっては、誤った耐用年数に基づいて評価額を算出しないよう、電算処理の調整作業も含め、十分な注意が求められます。

(大阪府総務部市町村課税政グループ)